

お客様 各位

CYBERDYNE 株式会社

## 消費税法改正に伴う請求金額のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、お客様におかれましてはご高承のとおりこのたび消費税法が改正され、令和元年10月1日より、消費税等（消費税及び地方消費税）が8%から10%に引き上げられることが予定されております。これにより、適用開始日である令和元年10月1日以降の弊社の以下のサービスにつきまして、契約書又は約款の規定に準じ、新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。何卒ご理解のほど、宜しく願い申し上げます。

敬具

### 1. 製品、商品、消耗品の販売「資産の譲渡」

令和元年10月1日以降に納品及び検収をするお取引から、消費税率10%にてご請求をさせていただきます。

### 2. レンタル料「資産の貸付」

当社製品のレンタル料につきましては、契約書又は約款の規定に準じ、令和元年10月1日以降のレンタルから、新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

なお、当社製品のレンタル料には、保守作業も含まれておりますので、経過処置の適用要件には該当せず、経過処置の適用はありません。

### 3. 保守料金「役務の提供」

当社製品に関わる保守料金につきましては、契約書又は約款の規定に準じ、令和元年10月1日以降の保守作業から、新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

なお、当該保守料金は、経過処置の適用要件である「役務の全部の完了が一括して行われる」には該当しませんので、経過処置の適用はありません。

### 4. 年間保守料金等の前払いの取扱い

令和元年9月30日以前にご契約いただいた場合であっても、役務提供の完了日が消費税率の引き上げ適用日（令和元年10月1日）以降となる部分につきましては、契約書の締結の時期やご入金の際に係わらず、新税率の10%が適用されることとなります。

つきましては、新税率（10%）と旧税率（8%）の差額分をご請求させていただきます。

なお、上記の取扱いは、消費税法が改正され、予定通りに消費税等が8%から10%に引き上げられた場合にのみ適用となります。

#### 【お問い合わせ先】

CYBERDYNE 株式会社 コーポレート部門 財務経理

TEL:029-869-8446 / FAX:029-855-3181 / Email:finance\_accounting@cyberdyne.jp